
岐阜大学教育学部附属中学校

1 学校の概要

所在地・電話番号	〒 5 0 0 - 8 4 8 2 所在地：岐阜市加納大手町74番地 TEL： 0 5 8 - 2 7 1 - 3 5 0 7				
児童・生徒数 (平成15年5月1日現在)	学 年	生徒・児童数			学級数
		男	女	計	
	第1学年	80	77	157	4
	第2学年	80	76	156	4
	第3学年	80	80	160	4
	特殊	20	3	23	3
	計	260	236	496	15
教員数	33 名				
学校・地域の 教育的環境	本校は文教地域に位置し、また岐阜大学の附属学校として教職教育をしながら、県内の各種教育研究開発の発信地としての中心的な役割を担っている。 文部省開発学校指定 平成9年度～12年度 理科大好きスクール指定 平成15年度・16年度				

2 研究成果の概要

(1) 研究主題

生徒の著作権に対する意識の実態とその高揚をはかる学習指導と環境づくり

(2) 研究のねらい

本校の生徒及び教員の知的財産権（知的所有権）の意識や知識を高めるとともに、より生徒が学習において、自主的、創造的に活動できるような環境づくりと学習指導を行うことで、安心して楽しくより豊かに協調性をもって過ごせるとともに、生涯生きてはたらく思考力と判断力をもてるような資質を身につけることをねらいとする。また、それは、他人を大切にし思いやり独り立ちできるという本校の目指す人間教育に向かうものであると考える。本研究は、特に、本校の IT を活用した校務の情報化及び学習の情報化の研究にもとづき、学校と家庭との連携においても単なる IT における活用だけでなく、関連する著作権教育の内容を、全教官と全生徒において考え企画し、他の教科や総合的な学習、家庭での IT の活用法などへの応用をしていけるところに主張がある。そのため、他校への導入の一助となる意義は大きいと思われる。

(3) 研究の概要

1) 著作権教育に関する生徒・保護者及び教員の現状と課題についての調査

学校内の生徒と保護者及び教員の著作権に関する知識・関心・指導の実態などを調査してまとめる。

方法：sa@school を活用したアンケート調査を作成するとともに、実際に、調査集計を行い、情報教育プロジェクト委員会で分析する。

2) 著作権教育についての造詣の深い専門家等による現職教育を行うとともに、学校における著作権教育推進の共通理解の方法について蓄積してまとめる。コンピュータソフト（フリー・シェア）、web 関係、映像・音声関係、ビデオ、書籍、テレビ番組、劇の上映等。

・音楽における著作権についての講話（10月教官会）・文化祭の劇上映に関する講話
・IT における著作権についての講話（11月教官会）・IT に潜む著作権の問題点

3) 情報モラルリテラシーの項目の作成（別紙参照）

4) 著作権教育への意識を高揚できるような環境づくりを行う。PC、CD、MD デッキ等のハード面及びそれに関するソフト面

5) 著作権教育を加味した授業事例の立案（著作権教育用のコンテンツ等の開発を含む）

以下のような視点で、情報教育プロジェクト委員会で授業事例を立案する。

・「著作権テキスト～初めて学ぶ人のために～（文化庁長官官房著作権課）」を教材に

しながら、授業案を作成する。

- ・ Web サイトあるいは他の資料等を用いた授業案を作成する。

6) 著作権教育を意図した授業実践と分析

以下のような具体的な学習を想定する。授業の様子をビデオに撮影して報告を作成する時に活用する。

技術科における情報基礎で、web における画像、テキスト、イラスト、音声などの権利についての学習を行う。

音楽科による作曲家等の著作権の保護についての学習を行う。

数学科のソフトウェア，シェアウェアの活用に関わる著作権の学習を行う。

理科のフリーウェアソフトの活用に関わって著作権の学習を行う。

英語・理科を中心に、教科における学習のまとめにおけるプレゼンテーション作りにおいて、web からの引用のあり方についての学習を行う。

総合的な学習「心の書」において、画像の引用の仕方、家庭への発信の仕方の学習指導

文化祭劇の上映、音楽等の複製、家庭への IT による上映への配慮

宿泊研修等の「研修しおり」づくりに関する学習

(4) 研究の成果

今年度、研究実践を進めてきたいいくつかの実践と成果について示す。

- 本校における情報モラルリテラシーの育成についての項目を作成した。(別紙1)
- 教職員に向けた著作権教育(特に、音声映像などの著作権の在り方についての講話、著作物についての Q & A ワークシートによる学習)10月29日教官全員対象の現職教育にて行った。(別紙2)
- 教職員向けの啓発として「著作権どう教えるー教員の意識改革が急務」(日本教育新聞11月7日版)を全教官に配布し、改訂された著作権法の実施の記事から「自由利用マーク」について学習し知識を得た。11月14日
- 授業でも生徒向けに、1年生理科の授業で、フリーウェアソフトとシェアウェアソフトの違いと扱い方についての指導を行った。11月8日から12日までの週。
- 3年生選択教科(理科英語)において、それまで学習して生きたまとめを画像や文章をつかってプレゼンテーションソフトでまとめていく授業を行った。その中で、著作権について認識を深め実践していく態度を育てる指導を行った。(別紙3:学習の流れ)(別途:デジタル映像にて授業風景)
- 教官及び生徒・保護者に対して、著作権の認識アンケートを行い、結果を集計し実態について調査した。その結果、知識や認識を効果的に行うことで、認識を深めることができることがわかった。(別紙4)
- 生徒に著作権教育を行う立場になったことで、あらためて日常的な自分の生活や教育活動で、著作権において知って意識をする必要性と重要性について再認識した。

(別紙1) コンピュータ教育における情報モラルリテラシーの項目

	素材	目標	学習の流れ		ソフト
	個人IDとパスワード	個人IDとパスワードの意味を知り、ネットワーク活用の意欲と責任をもつ。	個人IDの配布、パスワードの設定、ログイン・ログオフのしかた、パスワードの管理の大切さを知る。ネット犯罪の事例を知る。	総合学習	WINDOWS, TR-Mail
	共有フォルダ、共有プリンタ	共有フォルダ・共有プリンタの仕組みを知り、使い方への配慮をする。	ネットワーク上での共有フォルダの意味を知り、他人と一緒に使うという視点から、その使い方について、有効に使ったり、配慮事項について考える。	技術科	WINDOWS
○	ネットワークの約束	誤った情報や不要な情報を送受信したり、情報発信することへの責任や相手への配慮について理解することができる。	webやメールにおける資料収集で、気を付けるべきことに考える。特に情報発信者の信頼性と情報の正確性については、図書資料などとの比較において考える。	総合学習	WINDOWS, WWW, TR-Mail
	携帯電話、フリーメールの使い方	携帯電話でのメールなどの使い方に対する配慮すべき内容について考える。	携帯電話などを使っていて困ったことや嫌だったことを参考にしながら、ネットワークの使い方について考える。	総合学習	WINDOWS, TR-Mail
○	著作権・知的所有権	著作権や知的所有権について知り、その権利を脅かさないために配慮できることを知る。また、無断借用にならないための手続きを学ぶ。	優れたソフト開発者などの発明に敬意をもちながら、著作権や知的所有権について知り、その権利を脅かさないために配慮できることを話し合う。	技術科	WINDOWS, TR-Mail, イントラパケッツ
○	肖像権	肖像権について知り、その権利が脅かされる例について配慮できる。	肖像権が脅かされる例を出し合い、その方法とその結果怒る可能性、危険性について考える。	技術科	WINDOWS, TR-Mail, イントラパケッツ
	チェーンメール	無意味な情報を受け取っても、削除し、他へ送信しない意識を持つことができる。	不幸のメールを提示し、受け取った人の気持ちを話し合い、その対処の仕方を学ぶ。	道徳	TR-Mail
	メーリングリストやグループメール	メーリングリストやグループメールの意味を知り、正しい使い方と態度を養う。		総合学習	TR-Mail, WWW
	ウイルス	ウイルスの症状や伝染の仕方を知り、そのときの配慮を学ぶ。	ハッカーやハイテク犯罪の事例から、実際のウイルスの症状を学び、その伝染の仕方について対処の仕方を考える。	技術科	TR-Mail

○	不正情報	メディアからの上を鵜呑みにせず、多くの情報と照らし合わせ、正しい情報を得ようとする態度を身に付ける。	天気予報を例にして、いくつかのメディアを比べ情報が違っている理由を考える。引用文献や参考文献の意味について考え、情報発信している人の情報の入手の仕方を学ぶ。	総合学習	WINDO WS, W WW, TR -Mail
	有害情報へのアクセス	有害情報に接する可能性について知り、適切でない情報を入手したときの基本的な態度について学ぶ。	有害情報の例を出し合い、その理由について話し合う。そのときどうするかについて考えさせる。	総合学習	WINDO WS, WW W
	いじめ・誹謗・中傷のe-mail	文章だけで伝えることの難しさを知り、受信者に大して思いやりのある態度でコミュニケーションすることの大切さを知る。	誤解の生じるメールの例と誹謗中傷の例を見ながら、意見を出し合う。また、人の気持ちを大切にするための方法について話し合う。	道徳	WINDO WS, TR -Mail
	大型掲示板（匿名性）	大型掲示板についての知識を知り、情報の信頼性や危険性について学ぶ。	実際の掲示板の様子を知り、その匿名性と内容の信頼性に伴う危険性などについて話し合い、その対処の仕方について学ぶ。	道徳	WWW, T R-Mail
	実体験の大切さ	間接体験と直接体験での情報の確認の大切さや感動などの情意面の高揚を図る。	感動は、直接体験や間接体験による物が大切であるといった体験談を話し合い、メディアの活用の仕方を考える。	各教科	
	なりすまし	なりすましの危険性を学び、そのための自己責任と対処法を身に付ける。	自分でない人が自分のIDを使ってアクセスしたときの危険性について話し合い、そのためのIDの管理方法について学ぶ。	道徳	WWW, T R-Mail, キッズ ウェア, 電子会 議
	不正アクセス	IPアドレスについての簡単な知識から、ネットワークの特定性と匿名性について学び、たどしいネットワーク活用について知る。	不正アクセス犯罪の記事を読み、その感想を出し合う。ネットワークに参加するときの態度を話し合う。	技術科	WINDO WS, W WW,
	ネット懸賞の落とし穴	懸賞やアンケートに隠された意味を知り、企業の懸賞やアンケートに答えるときの態度を身に付ける。	懸賞に応募した経験やe-mailアドレスをアンケートに書いたときの経験を出し合い、そのときの宣伝メールなどの頻度について話し合う。	学級活動	WWW, TR-Mail
	ネット商品の購入	ネット販売は、個人の責任で行うことを知り、そのためのセキュリティや個人情報発信に対する配慮が必要であることを知る。	ネット商品の利用の注意事項から気づいたことを出し合う。クレジットカードの番号や住所電話番号などの情報の発信について考える。	学級活動	WWW, TR-Mail

(別紙2) 現職教育(音楽における著作権)の資料

著作権・隣接権

H15.10.29 教官会議

卒業記念 CD について

- 1 曲あたり、だいたい 9.1 円の著作権料がかかっている。(作詞者・作曲者へ)
- 200 枚として、1,820 円になる。(作者一人あたり、1 曲 910 円)
- 本校の場合、11 曲が多い。100.1 円 × 200 枚で、20,000 円が JASRAC へ
- ただし 5 分以内の曲の場合。超えれば 5 分単位で倍になる。

初めて CD を作ったときのトラブル

- 養護が「教芸」の伴奏 CD をつけたとき、業者からストップがかかった。
- 教芸(CD 作成者、編曲の保有～編曲者)の許可をとってくれないとできない。

- 作詞・作曲者の許可を得て、編曲した人間がいる。演奏した人間(団体)がある。
- すべての許可を取らないとできない。
- 現実的には、カラオケ的なものをバックに CD を作成することは不可能に近い。

記念に「楽譜集」を作った

- 教芸に電話 許可
- 音友に電話 簡単には許可が出ないが(岐阜だから?)
- NHK に電話 ミスターモーニングという曲が入っていた かつての N コン課題曲
- われら愛す 作曲者は数年前になくなったばかり→許可を取った
- 出版社に「版權」がある。コピーは 4 小節までしか認められていない、それを超えると「1 曲分」。
- もちろんこれは出版社だけでなく作詞者・作曲者にも関係してくる。
- ちなみに「手書き」ならよい。ただしもちろん「作詞・作曲者」の許可

著作権とは、知的財産をつくる人々の「生きる権利」だ。

- 私が作曲者として、仮に 1 曲、1 年間かけて力作を書いたとする。出版した。(楽器紹介の「大きな古時計」を話す)
- 極端な例を考えると、「1 冊売れた。あとはコピーされて出回った」ら、1 冊分しか手元には収入がない。作曲家として生きていくことなどできない。

「もうけ」と勘違いしやすい。確かに、見方を変えればそうなのだが、「生きる権利」。それを法が守ってくれている。

よく演奏会で「録音や撮影お断り」。やかましいからではない。演奏を勝手に使われない権利がある。その演奏はその人にとって二度と聞きたくないものだったかもしれないのに、それが出回る、一人歩きすることを拒絶するのは個々の権利。

- 音楽で話したが、文学・美術・工芸・写真・劇などもすべて同じ。
- 「法律でこんな網がかかっているんだぞ! 気を付けろ」ではなく、基本的な権利。

動物写真家の言葉「自分はこの瞬間を撮るために、凍える中を毎日毎日待ち続け、やっと撮れた作品なのに」

死後 50 年まで守られている。ディズニー作品や映画音楽コンサートをあまりやらないが、これも著作権がらみが多い。オケで演奏すると 1 万円の単位で支払い義務が生じる。

学校の授業では、最小限の複製が「例外規定」で認められている。部活動はダメ。
学校で購入したもの、個々が購入していればもちろんよいが、それを超えてはダメ。

かつて NHK コンクールで「審査員用楽譜」5 部の提出があった。いつからコピー禁止。
廃版になっていたものがあった→JASRAC に申請。お金を払い、切手みたいなものを貼る。

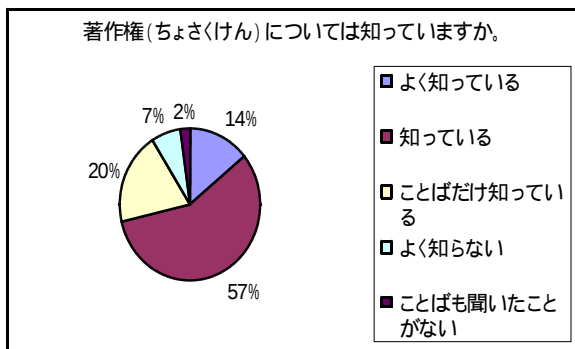
(別紙3) 選択教科(理科英語における著作権学習)

著作権教育にかかわる学習の流れ

平成16年2月23日

時間	学習の流れ	留意事項
9:35	著作権の話(以下)をきく。 「人が作った作品(ソフト、プレゼン、絵、作文、音楽、工作など)には必ず制作者の著作権(コピーライト)が生じます。著作権とは、自分の作品を他人に勝手に使わせないための権利です。」 「これからパソコンを使って、友達と相談しながら、著作権の学習ソフトのクイズを行いましょう。」 「さらに、アラレちゃんたちと著作権を学ぶなら次のアドレスにアクセスしましょう。」 http://www.kidscric.com/whatcopy/whatcopy.html 「ところで、今回の花作りの説明のプレゼンでは、主になるのが自分たちの撮影した写真です。それに、自分が考えた文章をレイアウトを考え作成するので、著作権は、すべてその作品を作ったメンバーにあります。」 「ここで、質問です。」 「もし、もっと詳しい説明を、インターネットで調べて、写真や解説をコピーするのは、その作った人に許可が必要だと思いますか。」 「許可が必要だと思う人。」(挙手) 「許可をもらわなくてもいいと思う人。」(挙手) 「許可をもらわなくてもいいと考えた人に聞きます。」 「どんな場合にも許可をもらわなくてもいいのでしょうか。」 (生徒に指名) 生徒の発言:	ビデオの撮影 パソコンに、それぞれ著作権ソフトをそれぞれインストールしておく。 アラレちゃんと著作権を学ぶのwebをお気に入りに入れておく。
10:00	「もし、もっと詳しい説明を、インターネットで調べて、写真や解説をコピーしたければ、学習の中で限定してなら、ホームページを作った人の許可をもらわなくて勝手に利用してもいいです。でも、学校の授業だけに限った利用であればいいのですが、それを自分のホームページに公開したり、印刷して授業以外に使ったりすることは禁じられています。よく知っておくといいいですね。」 「尚、著作権の学習についての感想を sa@scool の電子会議室「著作権についての感想」に書いておきましょう。また、著作権アンケートが sa@scool の調査回答にあるので、答えましょう。」	十分に生徒の話を交流し合う。 感想の交流があるとさらに認識が深まる。

(別紙4) 著作権に関する実態を調べるアンケートの実施結果



回答数 224名

平成15年12月1日～平成16年1月31日
webによるアンケート実施

対象:本校中学校教官・保護者・生徒

